

第3回向日市中小企業支援・事業所誘致条例検討委員会 会議録

日 時 : 平成24年1月19日(木) 午後2時から同3時40分まで

場 所 : 向日市役所大会議室

出席者 : (委 員) 川端委員、有馬委員、嶋田委員、岡本委員、
岩田委員、鎌田委員、岸委員
(事 務 局) 大野建設産業部参事兼道路整備課長、
清水産業振興課長、長谷川産業振興課課長補佐、
谷口産業振興課主査、矢形産業振興課主査

欠席者 : 林委員

傍聴者 : 3名

内容(要旨)

1 開会

2 議事

(1) 条例に盛り込む内容について

①対象地域について

②対象要件及び措置内容について

3 意見交換(要旨)

委員長

前回の委員会から引き続き、条例に盛り込む内容として、目的及び対象地域、対象業種等について検討を進めていく。

他の自治体等におけるこれまでの事業所等の誘致においては、主に工場等を新たに市外から誘致することを目的とする例が多く見られ、対象業種が限定されるとともに、市内の既存事業所への支援についてもあまり考慮されていなかったが、近年では、研究施設や試験機関等を対象にした誘致条例等も多く見られるようになっている。

これまでの委員会では、向日市においては、まち全体を活性化し、にぎわいを創出することが事業所の支援につながるものとして、小売店や飲食業、宿泊施設等を対象に含める方向で検討していることを確認しておきたい。

しかし、現段階では、条例の対象を最も広げた状態で検討しているので、今後、議論を進めていく中で対象を絞っていく必要性もあると考える。

また、市内の既存の事業所が事業所を増設したり、あらたに市内で起業する場合にも恩恵を受けてもらえたらよいと思うが、支援してばかりではなく、市税収入の増加や地元雇用の促進につながらなければならない。

具体的な事業所への支援等については、固定資産税の減免措置等が一般的であるが、初期投資の負担を軽くすることが重要である。また、賃

貸物件を活用して事業所を設置する場合、賃借料が最大の負担になっている場合が多く、その賃借料の一部を助成する制度を盛り込めば、支援における目玉となり、向日市における制度の特色となる。

さらに、JR 向日町駅から阪急東向日駅にかけてのエリアで、重点的に事業所等を誘致することで、中心市街地のにぎわい促進や空き店舗対策にもなると考えられる。

一方、工業地域として指定している JR 向日町駅東エリアについては、東側に駅改札が無く、便利であるとは言い難い。送迎バスの増便への支援も一つの方法である。

事業所等を支援する制度については、十分検討を重ねて作り上げたとしても、実際にやってみないと当初想定できないことが起こったりする。悪用防止や実際の利用状況、市の財政状況との整合を図るためにも、検証委員会のような組織を設置して、制度を検証する作業が必要である。

委員の皆様においては、以上を踏まえ、活発な議論をお願いしたい。

委員

事業所に対する支援の内容であるが、本委員会においてもこれまで議論があった埋蔵文化財調査に係る費用が、事業所にとってはやはり大きな負担となる。調査の結果、文化財が出土した場合の文化財の帰属についても不透明である。

また、知識産業を誘致することのメリットは大きいと思うが、その特性として、1人や2人で事業運営が可能な業種であるともいえる。また、知識産業のみが多くなれば助成額のみ大きくなるとともに、同じような事業所ばかり増えても地域が活性化しないという懸念もある。

支援や具体的な助成があり、充実していれば、事業所にとっては、非常に魅力があるものと考えられる。

委員長

誘致する以上、ある程度魅力があり、有利な状況をつくってにおいて、事業所に来てもらわないと意味がない。

助成額等については、総額を決めるなど、一定の規制が必要であるかもしれない。

委員

市内の中心市街地や商店街の発展も考えていかなければ、事業所等はみんな市北部、JR 桂川駅周辺に立地していくことになってしまう。

委員長

事業所の誘致においては、他の自治体との競争という側面がある。事業所が立地する際に、向日市を選択してもらえるような状況をつくっていく必要がある。

委員

埋蔵文化財調査費用については、やはり京都などの古都ならではの余分な費用であるといえる。その支出に対する助成は必要である。

委員	<p>利用できる土地が限られている現状では、大規模工場の誘致は困難であると考えます。</p>
委員長	<p>例えば、対象となる事業所に、コンビニエンスストアや居酒屋チェーン等を含めるのかということも検討する必要があるのではないかと思います。</p> <p>向日市における空き店舗対策はどのような状況であるか。</p>
事務局	<p>向日市においては、具体的な空き店舗対策は実施していない。</p>
委員	<p>遊技場や風俗店等が支援の対象外となるのは当然だと思うが、外国企業を国内企業と同列に扱うのか。</p> <p>KES 環境マネジメントシステム認証取得経費の助成を実施している自治体があるということであるが、ISO 認証とはどう違うのか。</p>
事務局	<p>KES 環境マネジメントシステム認証については、京都で開催された COP 3（気候変動枠組条約第 3 回締結国会議）後に京都から発信された環境マネジメントシステムであり、ISO 14001 認証に比べ、より簡易に認証取得ができ、同等の効果が得られるものである。</p>
委員長	<p>KES 認証取得経費に対する助成を実施している自治体においては、環境に配慮していることを事業所の強みにすることに対し、支援することをその趣旨としており、経費の助成が直接的に市への収入となるものではない。KES 等環境マネジメント認証取得経費助成については、ほかの支援内容と性格が異なるので、その必要性等を十分に検討する必要がある。</p>
委員	<p>まちのにぎわい創出については、同種の事業所を集積するだけでなく、商店等が増えることが必要ではないかと考える。</p>
委員	<p>支援制度を実施することになれば、助成等については、事業所から自主的に申告・申請していただくことになると思うが、助成金等の申請手続きについては、その方法の周知を図ることが不可欠である。</p>
事務局	<p>市の広報、ホームページ等を通じて、制度を利用していただけるよう積極的に PR する。また、意見が出ていたように、制度実施後は検証作業も必要であると認識している。</p>
委員	<p>他の都市においては、事業所の誘致において、知事や市長によるトップセールスが行われることもある。</p> <p>この支援制度では、市外への PR が非常に重要である。</p>

委員	<p>支援制度が整備されれば、商売や事業をしてみようという機運が高まり、必ず、向日市の発展につながると思う。</p>
委員長	<p>現在、定年等で退職した中高年世代や女性による起業が増えており、そのような起業家に対する呼び水にもなると考える。</p> <p>これまでの議論では、助成の対象となる業種をできるだけ広く提示しているが、一気に最初から全ての支援をするのではなく、優先順位の高いものから重点化して支援し、徐々に支援内容を拡大していくことも一つの考えである。</p>
委員	<p>文化財の発掘調査においては、費用もさることながら、時間がかかることも課題である。費用面で支援しきれない部分は、時間の短縮という形での支援もあり得ると思う。</p>
委員	<p>農地を工場等へ転用することは可能か。新幹線沿いの農地をうまく活用すればよいと思う。</p>
委員	<p>土地の利活用については、都市計画法等により用途が指定されている。新幹線沿いの農地についても、緩衝帯として保全する市街化調整区域となっているため、開発行為等も制限されている。</p>
委員長	<p>これまで本委員会で議論いただいた事項について、確認をしておきたい。</p> <p>まず、対象業種については、現時点では間口を広げた状態にしておく。対象事業所については、市外からの新たな立地だけではなく、市内事業所による増設・拡大等も対象とする。</p> <p>対象要件については、すぐに結論を得られるものではなく、今後の検討を要する。</p> <p>地元雇用者数については、雇用の形態を整理した上で、知識産業や飲食業等では、業種における主な雇用形態を鑑み、要件となる雇用者数を少なくしたり、製造業については、一定の正規雇用を要件とすることを検討する。</p> <p>いずれにしても、今後の検討において、地元雇用の促進につながる制度内容とすることが重要である。</p> <p>面積等の要件については、知識産業等、業種によっては限定しない方向で検討する。</p> <p>支援内容として、事業所設置助成金等については、制度を運用してみないとわからない部分が多いが、助成率等については、今後の課題とする。</p>

委員	地元雇用者に対し、一定の支援があることは、事業所にとって非常に魅力的であるが、申請件数の枠を設定するなど、制限を設ける必要があると思われる。
委員長	埋蔵文化財発掘調査に係る経費及び賃借型企業立地奨励金については、事業所を支援する上で必要であり、制度に盛り込む方向で検討したい。
委員	立地を検討している事業所の立場であれば、非常に魅力を感じるものである。
委員長	<p>これまで議論してきた内容を、税金を投入して支援するとなれば、一定の効果が求められる。また、対象事業所として認定する際には、審査機関を設置して審査することも必要となってくる。</p> <p>長野県松本市の事業所誘致に係る賃借型補助金においては、商工会議所の経営指導を受けることを助成の要件にしている。認定の審査で優良な事業所を立地させるだけでなく、アドバイスの機会を設けることで、健全な事業運営につなげていくことも重要である。</p>
委員	賃借型補助金については、物件等を貸す側である地権者、物件所有者に対する支援も必要であると考えます。
委員長	<p>小売業、飲食業については、初期投資を回収し、黒字の経営になるまで時間がかかったり、収支が赤字の状態が継続する事業所も少なくない。そのような事業所への助成については、助成金が後々の税込増等につながらず、支援の効果があらわれないことになる。したがって、支援する際には、将来的な事業の見通しが立っている事業所であるかどうかを審査して、一定、見極める必要がある。</p> <p>また、KES等、環境マネジメント認証制度に係る経費については、環境保全の取組みに支援する必要性を、引き続き検討することが必要である。</p> <p>次回の委員会では、引き続き対象要件や支援内容を中心に検討していきたい。</p>

4 その他

次回の日程調整について

第4回委員会は、平成24年3月22日（木）午後2時から開催予定